

# 名張市庁用車両貸借仕様書

番号 令和5年度（ ）第 号  
件名 名張市庁用車両(96号車)貸借（軽四貨物自動車1台）  
場所 名張市 鴻之台1番町 地内  
貸借期間 納車日から4ヶ年間(48ヶ月)  
納車日 令和5年9月1日（金）から令和5年9月15日（金）の間で可能な限り早い日

## 1. 概要

貸借の対象物件は、名張市の公用車として使用する自動車である。

## 2. 貸借物件

(1) 車種 軽四貨物自動車

(2) 数量 1台

(3) 主要諸元

- ①排気量 660ccクラス
- ②ボデー形式 ハイルーフバンタイプ
- ③駆動方式 4WD
- ④変速機形式 4AT、または4速以上の自動変速で、AT免許で運転できる構造であれば可
- ⑤環境性能
  - <燃費性能>平成27年度燃費基準達成車+10%以上
  - <低排ガス車認定レベル>平成17年排出ガス基準75%低減レベル
- ⑥その他
  - ・入札時最新型、新車
  - ・車体の色はシルバーとする。
  - ・月間見込走行距離は、500kmとする。

(4) 装備品

- ①パワーウインドウ（前席2席以上）
- ②集中ドアロック
- ③エアコン
- ④パワーステアリング
- ⑤SRSエアバック（運転席・助手席）
- ⑥AM/FMラジオ

※①～⑥の装備品は、オプションによる追加装備も可とする。

(5) 付属品

- ①フロアマット（前部座席）
- ②ドアバイザー（運転席・助手席）

(6) その他

- ・本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは、装備することとし、疑義、不明が生じた場合は、発注者の指示に従うこと。
- ・納車後、発注者が啓発用広報装置一式（スピーカー、カセットデッキ、純正キャリア取り付け）及び啓発用マグネットシートや広告マグネットシート等を貼り付けることがあるので、予め了承しておくこと。なお、リース車両を返還する際には、発注者の責任において取り外すものとする。

### 3. リース料に含まれる費用及びサービス等

(1) 費用

- ①車両代金
- ②当初登録諸費用（車庫証明・納車費用含む）
- ③自動車税（環境性能割・種別割）（期間中全額）
- ④自動車重量税（期間中全額）
- ⑤自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
- ⑥自動車リサイクル法にかかる費用

(2) サービス

- ①法定点検等（6ヶ月、12ヶ月）  
車検整備（全期間中、納車・引き取り費用を含む）
- ②オイル交換及び補充（オイルエレメント含む）
- ③タイヤ交換（冬用の交換、摩耗等によるタイヤの入替）  
・冬用タイヤ交換（ホイール付スタッドレスタイヤ4本）

(3) その他

- ・本物件の瑕疵に関するすべての費用は、受注者が負うものとする。
- ・期間満了後に、リース車両の査定額と残価の差額との清算は、行わないものとする。

### 4. 契約方法等

- ・本物件は賃貸借とし、発注者と受注者との間で賃貸借契約を締結する。ただし受注者が直接賃貸できない場合は、受注者指定のリース会社からの賃貸も可とする。
- ・本契約は地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の17の規定に基づく長期継続契約とする。
- ・本物件の賃貸借契約の期間は、4年間（48ヶ月）とする。

### 5. 予算の減額又は削除に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

### 6. 支払方法等

本物件の支払いは、月払いとし、使用月の翌月末に指定の口座に振込むものとする。

### 7. 納車場所 発注者が指示する場所